受入企業及び研修生各位

研修生が医療機関で受診する場合、研修生が所持する「AOTS 研修生の診療に関する証明書」(以下「医療カード」という)と「研修生個人別診療費請求書」及び「AOTS 研修生受診に際してのお願い」(医療カード添付)を持参の上、次の要領で受診をしてください。(院外処方の場合、薬局も同様の扱いとなります。)また、受診の際は受入企業の方のご同行をお願いします。

AOTS研修生の診療に関する証明書	研修生No.999999
氏　名 XXXXXXXXXXXXXXXX	
受入企業 一般財団法人　海外産業人材育成協会	
研修期間 XXXX年XX月XX日 - XXXX年XX月XX日	
国・地域 XXXXXXXXXX	
生年月日 XXXX.XX.XX	性別 XXXX
発行年月日 XXXX年XX月XX日	

(一財) 海外産業人材育成協会
(AOTS)

研修生個人別診療費請求書

医療機関受付にて

「AOTS 研修生の診療に関する証明書」(医療カード)及び「AOTS 研修生受診に際してのお願い」を窓口にご提示ください。

注)研修期間中に発症した疾病、偶然の事故による受傷に要した治療費用で、初診又は受傷の日から 180 日以内の医療費用が対象となります。

「研修生個人別診療費請求書」に研修生氏名、症状、現認者氏名等必要事項をご記入の上窓口にご提出ください。

←「医療カード」記載内容をご記入ください。

←症状や発症日時等必要事項をご記入ください。
現認者は、同行者又は研修/生活指導者等をご記入ください。

医療費の支払い方法

1)医療機関に医療費を研修生等が直接支払わない場合
医療機関の格別なご厚意により窓口にて医療費を患者に請求せずに、AOTS に「研修生個人別診療費請求書」を送付し医療費用を請求することで、後日保険会社から当該費用が医療機関に支払われます。
(国民健康保険に加入の場合は本人負担額、未加入の場合は全額をご請求ください)
従いまして、基本的には窓口でのお支払は発生しません。

2)研修生または受入企業が医療機関に診療費を支払う場合
窓口にて診療費の支払いを求められる場合もございます。そのときはお支払いをお願いします。
(国民健康保険に加入の場合は本人負担額、未加入の場合は全額をお支払いください)
その場合は、「研修生個人別診療費請求書」を受入企業から AOTS にご送付いただくことで、保険会社から受入企業に診療費が支払われます。
＜診療費の請求方法＞
①同請求書の受入企業記入欄に傷病内容、現任者情報を記入する。
②同請求書の診療費請求者欄には受入企業名を、振込先には受入企業名義の口座を記入。
③同請求書に領収書(原本)を添付して AOTS に送付。
④翌月末に保険会社から指定口座に振り込まれます。

薬局の場合

処方箋により薬局に支払う調剤費用も、上記同様に「研修生個人別診療費請求書」と「医療カード」及び「AOTS 研修生受診に際してのお願い」をご提示ください。
支払方法も同様です。但し、受入企業が薬局に調剤費用を支払う場合、「研修生個人別診療費請求書」の現認者欄の余白に、初診日、傷病名に加えて受診した医療機関名を必ずご記入ください。

お問合せ先

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)　企業連携部　事業経理グループ
〒120-8534　東京都足立区千住東1－30－1　TEL:03-3888-8220　FAX:03-3888-8428
URL:www.aots.jp